

改正案			現行		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
ガス用品の区分	型式の区分		ガス用品の区分	型式の区分	
	要素	構造等の区分		要素	構造等の区分
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	（略）	（略）	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	（略）	（略）
	給水自動ガス弁の構造	（略）	給水自動ガス弁の構造	（略）	（略）
	暖房部の有無	<u>(1) あるもの</u> <u>(2) ないもの</u>		（新規）	（新規）
	水通路の構造（暖房部を有するもの）	<u>(1) 一缶二水路式のもの</u> <u>(2) 一缶三水路式のもの</u> <u>(3) 二缶二水路式のもの</u> <u>(4) 二缶三水路式のもの</u> <u>(5) その他のもの</u>		（新規）	（新規）
	表示ガス消費量	（略）	表示ガス消費量	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又	（略）	（略）	開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又	（略）	（略）
	給水自動ガス弁の構造	（略）	給水自動ガス弁の構造	（略）	（略）

は屋外式の ガス瞬間湯 沸器	暖房部の有無	(1) あるもの (2) ないもの
	水通路の構造（暖房部を 有するもの）	(1) 一缶二水路式のもの (2) 一缶三水路式のもの (3) 二缶二水路式のもの (4) 二缶三水路式のもの (5) その他のもの
	表示ガス消費量	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第3（第11条、第13条関係）

ガス用品の 区分	技術上の基準
半密閉燃焼 式ガス瞬間 湯沸器	<p>1～26（略）</p> <p>27 通常の使用状態において15時間以上断続的（暖房機能（加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続）に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の16に</p>

は屋外式の ガス瞬間湯 沸器	（新規）	（新規）
	（新規）	（新規）
	表示ガス消費量	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第3（第11条、第13条関係）

ガス用品の 区分	技術上の基準
半密閉燃焼 式ガス瞬間 湯沸器	<p>1～26（略）</p> <p>27 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。</p> <p>(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の16に</p>

	定める基準に適合すること。 28 ~ 29 (略)
(略)	(略)
開放燃焼式 若しくは密 閉燃焼式又 は屋外式の ガス瞬間湯 沸器	1 ~ 12 (略) 12の2 <u>暖房機能を有するものは、密閉燃焼式又は屋外式であること。</u> 13 ~ 30 (略) 31 通常の使用状態において 15 時間以上断続的(暖房機能を有するもの <u>の当該機能に係る部分にあつては、8 時間以上連続</u>)に燃焼させた後、 次に掲げる条件に適合すること。 (1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の 24 に定める基準 に適合すること。 (2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。 (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 17 に定める基準に適合すること。 32 ~ 34 (略)
(略)	(略)
(備考)	(略)

	定める基準に適合すること。 28 ~ 29 (略)
(略)	(略)
開放燃焼式 若しくは密 閉燃焼式又 は屋外式の ガス瞬間湯 沸器	1 ~ 12 (略) (新規) 13 ~ 30 (略) 31 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲 げる条件に適合すること。 (1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の 24 に定める基準 に適合すること。 (2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。 (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 17 に定める基準に適合すること。 32 ~ 34 (略)
(略)	(略)
(備考)	(略)